

関西学院大学 研究成果報告

2023年10月30日

関西学院 院長殿

所属：法学部
職名：教授
氏名：瀧 久範

以下のとおり、報告いたします。

| | |
|--------|--|
| 研究制度 | <input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国：オーストラリア） <input type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国： ） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間 <input type="checkbox"/> 関西学院外留学（滞在国： ） |
| 研究課題 | 英米法系不当利得法（原状回復法）と大陸法系不当利得法の比較研究 |
| 研究実施場所 | メルボルン大学 |
| 研究期間 | 2022年9月11日 ～ 2023年9月10日（12ヶ月） |

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

わが国の不当利得法学は、ドイツ法の影響を圧倒的に受けているが、近時の国際的モデル準則（ヨーロッパ契約法原則（PECL）、共通参照枠草案（DCFR）、ユニドロワ国際商事契約原則（PICC））においては、ドイツ法を中心とする大陸法の理論と英米法の理論との融合が模索されている。とくに、契約の無効・取消しに基づく不当利得の返還（原状回復）に関する準則は、解除に基づく原状回復との整合性を図りつつ、それらの融合が図られているところである。アメリカ合衆国においても、第3次原状回復・不当利得法リステイトメントにおいて、国内の既存の判例法理と国際的モデル準則との融合が図られている。今般の債権法改正により、わが国においても、契約の清算について、無効・取消し・解除の統一的把握が指向されており、上記の国際的動向を分析することは、わが国の不当利得法学にとって喫緊の課題である。

報告者は、これまでドイツ法を比較の対象として日本法の研究を進めてきたところ、上記課題を解決するためには、英国および米国における英米法系不当利得法（原状回復法）の研究を行うとともに、わが国と同じく欧米とは一定の距離を持ちつつ、しかしわが国と異なり英米法系に属するオーストラリア法を研究することが有益であると考えた。そこで、オーストラリアにおいて現在の欧米の潮流にどのような対応がなされているのかを観察し、わが国の解釈論に対する示唆を得ることを目的にメルボルン大学にて在外研究を行った。具体的には、以下の2点の研究を行った。

第1が不法原因給付に関する研究である。不法原因給付返還遮断の可否の判断枠組は、①出発点として返還請求の遮断を原則とするのか（原則遮断アプローチ）否か（例外遮断アプローチ）、②その例外を認めるにあたり、要件化するのか（要件アプローチ）それとも裁判所の裁量に委ねるのか（裁量アプローチ）、③裁量アプローチを採る場合、裁判所に「無制約な裁量」を認めるのか、それとも考慮要素を定めてその枠内でのみ裁量を認めるのか（「構造化された裁量」）の組み合わせから成る。英国では、法律委員会が1980年代から判例法で採用されてきた「（原則遮断＋無制約な裁量）アプローチ」を批判し、「（原則遮断＋構造化された裁量）アプローチ」の採用を提案し、裁量判断の考慮要素として、(i)違法性の重大性、(ii)原告の認識及び意図、(iii)救済の否定が抑止として作用するかどうか、(iv)救済の否定が契約を違法とする規範の目的を推進するかどうか、(v)救済の否定が当該違法性の程度に相応なものかどうかを指摘した。しかし、「（例外遮断＋無制約な裁量）アプローチ」に切り替えたとも評される2016年のPatel v Milza事件が下された。この判決は英国以外の英米法圏で多くの議論を呼んでいるところ、オーストラリアの判例学説、および、違法な契約の効力に関して法律（1970年ニュージーランド違法契約法）を有するニュージーランドの判例学説の分析を行った。そこでは、「（原則遮断＋構造化された裁量）アプローチ」が有力であることが分かった。今後は、各考慮要素の位置付けを解明すべく、さらに検討を進めていく予定である。なお、これに関連する業績として、池田真朗=片山直也=北居功編『判例講義民法Ⅱ債権 新訂第3版』（2023年、勁草書房）183～187頁を公表した。

第2に、多数当事者関係、とくに、いわゆる三角関係型の事例（単に財産移転が連鎖する場合ではなく、独立した第三者が、少なくとも履行関係当事者の間では給付仲介者として履行関係に介入する場合）における不当利得返還関係の当事者の決定基準に関する研究である。わが国では、このドイツにおける議論を参考にして解釈論が行われており、ドイツでは、契約の無効・取消しに基づく清算は、給付利得としてその当事者間で行われるべきことを原則とし、例外的に、当事者に給付利得による清算を課すことができない場合に、事実上の財産変動があった当事者間での利得調整を認める。これに対し、英米法圏では、給付が不当性を帯びる場合には、事実上の財産変動があった当事者間での利得調整を原則とし、例外的に事実上の受領者に要保護性が認められる場合に、そこでの利得調整を遮断する。この問題について、オーストラリアだけでなく、英国および米国の判例学説を検討した。この問題で用いられる理論として、「good consideration」の理論と、「bona fide payee」の理論があることが分かった。今後は、両者の関係を中心に分析を進めていく予定である。なお、これに関連する業績として、瀧久範「（判例評釈）第三者に交付された貸付金と不当利得」窪田充見=森田宏樹編『民法判例百選Ⅱ債権第9版』（2022年）146～147頁、および、池田ほか編前掲182頁を公表した。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間の大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。